

憲法9条を踏みにじる「戦争法案」に反対する決議

安倍政権は、米軍と地球規模での軍事行動を展開するための「安全保障関連法案」を、7月16日の衆議院本会議で自民・公明両党によって強行採決しました。この法案には「平和」という言葉が散りばめられていますが、日本を「戦争する国」に変える「戦争法案」です。この法案が成立すれば、政府はさらに来年の参議院議員選挙後に、憲法の明文改憲をも企てています。憲法審査会で立憲主義をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏も、「集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について『憲法に違反する』」との認識を表明しました。これまで憲法9条で歯止めがかけられていましたが、この法案が成立すれば、医療機関や医療労働者も、殺し殺される戦争への協力が迫られることとなります。第二次世界大戦では、「国家総動員法」により、戦争に協力しなかった違反者に、懲役などの罰則が科せられました。この「戦争法案」が成立すれば、大戦時と同じことがおきます。

私たちは、戦争に動員された先輩たちの苦い経験から、「ふたたび戦場の血で白衣を汚さない」決意のもと、平和な社会をつくる運動をしてきました。平和は私たちの要求を実現するための土台であり、平和であってこそよい医療・介護が実現できます。軍備を増強し、戦争にむかう時、人権が制約され、社会保障が削られます。

いま、「戦争法案」に反対する国民的な世論と運動が急速に高まっています。3万人が横浜に集まった5月3日の「憲法集会」をはじめ、国会周辺で行われた6月24日の「止めよう！憲法立法総がかり国会包囲行動」にも3万人が参加し、連日集会やデモなどが取り組まれています。SBALDs（シールズ）をはじめ、10代～20代の学生や若者が戦争や秘密保護法に反対して「戦争法案に反対する国会前抗議行動」「戦争立法に反対する渋谷デモ」を連日行っています。このような活動は中央にとどまらず、全国各地に広がっています。地方議会においても戦争法案に「反対」または「慎重審議を求める」意見書の採択が、7月9日現在で331議会にも上っています。

日本と世界の平和にとって、いま必要なのは、平和憲法を世界中にひろげることです。全医労は、この「戦争法案」に反対し、いのちを守り、生きることを支える医療労働者として、戦争する国づくりを阻止し、社会保障を拡充して安全・安心の医療・介護の実現をめざす運動の先頭に立って奮闘することを決意します。

2015年7月25日

2015年度全医労関東信越地方協議会定期大会

84人